

国立大学法人長岡技術科学大学入学料の免除及び徴収猶予選考基準

平成16年4月22日
学生委員会承認

(趣旨)

第1 国立大学法人長岡技術科学大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程(以下「規程」という。)第2条各号並びに第6条第1項第一号、第二号に規定する入学料の免除及び徴収猶予の選考については、この基準によるものとする。

(選考の方法)

第2 規程第2条1号及び第6条第1項第1号にかかる選考は、学業成績(以下「学力」という。)の基準及び家計の基準のいずれにも該当する者について行うものとし、規程第2条第2号、第3号及び第6条第1項2号にかかる選考は、家計の基準に該当する者について行うものとする。

(学力の基準)

- 第3 規程第2条第一号に規定する者の学力の評価は、出身学校最終2学年において修得した単位数のうち、評定平均値が2.1以上の者について行うものとする。ただし、特別の事情があると学生委員会で認めた者については、学力の基準を満たしていない場合でも特例として、免除の対象とすることができるものとする。
- 2 規程第6条第1項第一号に規定する者の学力の評価は、次のとおり行うものとする。
- 一 学部第1学年入学者 出身学校最終2学年の評定平均値が3.0以上の者
 - 二 学部第3学年及び大学院入学者 出身学校最終2学年において修得した単位数のうち、評定平均値が1.8以上の者
- 3 前第1項、第2項の評定平均値に小数点第2位以下の端数を生じた場合は、小数点第2位を四捨五入するものとする。

(家計の基準)

- 第4 家計の評価は、総所得金額が別表第1に定める収入基準額(以下「基準額」という。)以下の者について行うものとする。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯等家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が基準額を超える場合であっても、その超える額が基準額の10%以内の者については、基準額以下の者と同様に取扱うことができるものとする。
- 2 前項の総所得金額は、別紙のとおりとする。

附 記

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 記

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 記(平成24年11月21日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 記
この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 記
この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 記
この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 記
この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4関係）

収入基準額表（家計評価額算出用）

（学部）

区 分		
世帯人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

（備考）世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

（大学院修士課程・専門職学位課程）

区 分		
世帯人員	1人	1,820,000円
	2人	2,900,000円
	3人	3,340,000円
	4人	3,640,000円
	5人	3,930,000円
	6人	4,120,000円
	7人	4,320,000円

（備考）世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

（大学院博士課程）

区 分		
世帯人員	1人	2,540,000円
	2人	4,040,000円
	3人	4,670,000円
	4人	5,070,000円
	5人	5,480,000円
	6人	5,740,000円
	7人	6,020,000円

（備考）世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

総 所 得 金 額

総所得金額とは、申請者の属する世帯（私費外国人留学生及び大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者にあつては本人のみ）の1年間の総収入金額から、（1）必要経費、（2）特別控除額を差し引いた金額をいう。

なお、1年間の総収入金額は、申請の前年1年間の額によることとし、これにより難しい場合は、協議のうえ決定する。

（1）必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱う。

①給与所得

給料、賃金、歳費、年金、賞与、雇用保険及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。

・収入金額が104万円以下のものは収入金額と同額とする。

・収入金額が104万円を超え200万円までのもの

$$\text{収入金額} \times 0.2 + 83 \text{万円}$$

・収入金額が200万円を超え653万円までのもの

$$\text{収入金額} \times 0.3 + 62 \text{万円}$$

・収入金額が653万円を超えるもの

$$258 \text{万円}$$

（注）1．給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

2．同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

②給与所得以外の所得

確定申告等により必要と認められた額を控除する。

なお、臨時的な所得（資産の売却や譲渡による所得及び山林所得）を所得とするかどうかは、必要に応じ協議のうえ決定する。

(2) 特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特別控除額	
A 世帯を 対象と する 控除	①母子・父子世帯であること。	990,000 円	
	②就学者のいる世帯であること。	小学校児童 1 人につき	310,000 円
		中学校生徒 1 人につき	460,000 円
		国・公立高等学校生徒 1 人につき	〔 自宅通学 390,000 円 自宅外通学 690,000 円
		私立高等学校生徒 1 人につき	〔 自宅通学 880,000 円 自宅外通学 1,180,000 円
		国・公立高等専門学校 (1~3年次) 学生 1 人につき	〔 自宅通学 390,000 円 自宅外通学 690,000 円
		国・公立高等専門学校 (4・5年次) 学生 1 人につき	〔 自宅通学 430,000 円 自宅外通学 720,000 円
		私立高等専門学校学生 (1~3年次) 1 人につき	〔 自宅通学 880,000 円 自宅外通学 1,180,000 円
		私立高等専門学校学生 (4・5年次) 1 人につき	〔 自宅通学 870,000 円 自宅外通学 1,160,000 円
		国・公立大学学生 1 人につき	〔 自宅通学 740,000 円 自宅外通学 1,210,000 円
私立大学学生 1 人につき		〔 自宅通学 1,330,000 円 自宅外通学 1,800,000 円	
国・公立専修学校高等課程生徒 1 人につき		〔 自宅通学 390,000 円 自宅外通学 690,000 円	
私立専修学校高等課程生徒 1 人につき		〔 自宅通学 880,000 円 自宅外通学 1,180,000 円	
国・公立専修学校専門課程生徒 1 人につき		〔 自宅通学 360,000 円 自宅外通学 810,000 円	
私立専修学校専門課程生徒 1 人につき		〔 自宅通学 1,020,000 円 自宅外通学 1,470,000 円	
③障害者のいる世帯であること。	障害者 1 人につき	990,000 円	
④長期療養者のいる世帯であること。		150,000 円	
⑤火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段 (田・畑・店舗等) に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。		
⑥父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円 なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。		
を B 対象本人	⑦通学形態	自宅通学 230,000 円 自宅外通学 700,000 円	

	⑧子が2人を超える世帯	子が2人を超える人数につき、本人を対象とする控除額に50万円を増額した金額を乗じた額（子の人数は本人を含む）
--	-------------	--

備考

1. A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含めない。
2. 就学者の学種は、申請時におけるものとする。
3. A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。